


住宅リフォームの助成希望者を募集します

〈倉吉市住宅リフォーム助成事業〉

新型コロナウイルス感染症の影響により、外出自粛やテレワークなど、ライフスタイルが大きく変化しています。市は、ライフスタイルの変化に対応するために個人住宅のリフォームを行う人を対象に、工事費用の一部を助成します。

- 対象者 次の要件すべてに該当する方
 - ①市内在住で住民登録を有する方又は工事後20日以内に市内に移住し住民登録する方
 - ②個人住宅の所有者等である方
 - ③市税に滞納がない方
 - ④暴力団員でない方
- 対象住宅 市内に自ら又は親族が所有し、現に居住している個人住宅
(リフォーム後に居住する住宅を含み、店舗等併用住宅は住居部分に限る)
- 交付条件 次の要件すべてに該当するリフォーム工事
 - ①市内に本社、本店を置く施工業者(個人事業者可)が施工する工事
 - ②工事費が20万円以上(消費税を含む)の工事
 - ③令和4年2月末までに完成する工事
 - ④住宅改修に関する他の制度による助成を受けていない工事

※助成金の交付決定前に着工済の工事は対象になりません。
- 対象工事例 耐震補強工事、断熱工事、壁紙の張替え、床材の張替え、畳の表替え、ウッドデッキ工事、屋根付き駐車場工事、外壁・屋根等の塗替え、屋根の葺替え、窓のペアガラス化、バリアフリー化、浴室・トイレの改修、子ども部屋の増改築、給湯器の設置、エアコンの設置、等々
- 対象外工事 住宅の新築工事・建替工事、外構工事及びカーテン・家具などの備品、テレビなど家電製品の購入費など
- 交付金額 工事に係る対象経費の10%(千円未満切り捨て)で、上限20万円
※障がい者が属する世帯、高齢者(65歳以上)だけの世帯、18歳未満の者を含む世帯、市外移住者世帯は工事費の15%(千円未満切り捨て)で、上限30万円(希望する場合は、申込時に確認がとれる書類の添付が必要)世帯住民票の写し、手帳等の写し 等)
- 交付総額 22,400千円
- 応募方法 「倉吉市住宅リフォーム助成金申込書」に必要事項を記入し申込みしてください。
メール(kenchikujutaku@city.kurayoshi.lg.jp)及び郵送でも、受付可能です。
※助成金申込書の記載については裏面「申込書記入例」を参照して必要事項を記入してください。
※書式についてはホームページからダウンロードできます。
- 応募期間 令和3年4月20日(火)から令和3年5月19日(水) (17:00必着)まで
- 助成の決定 ・応募が交付総額を超えたときは、抽選により決定します。
・抽選の結果は、応募者に郵送でお知らせします。※5月26日(水)発送
・交付総額に満たなかった場合は、追加募集を予定します。
- 申込・問い合わせ先 倉吉市役所建設部建築住宅課(電話:0858-22-8175)
〒682-8611 倉吉市葵町722番地 本庁舎3階
メールアドレス(kenchikuiutaku@city.kurayoshi.lg.jp)

【申込書記入例】

様式第1号（第5条関係）

令和●●年●●月●●日

(宛先)

倉吉市長

〒 682-●●●●
申込者 住所 倉吉市●●町●●番地
氏名 倉吉 太郎
(ふりがな) くらよし たろう
電話 (●●●●) ●●-●●●●

倉吉市住宅リフォーム助成金申込書

倉吉市住宅リフォーム助成金の交付を受けたいので、倉吉市住宅リフォーム助成金交付規則第5条第1項の規定により、次のとおり申込みします。

対象となる個人住宅	所在地	倉吉市●●町●●番地		
	所有者	倉吉 太郎	申込者が所有者でない場合は、所有者との続柄	●●
リフォーム工事を施工する市内業者	所在地	倉吉市●●町●●番地		
	商号又は名称	●●工務店		
	代表者職氏名	代表取締役 ●● ●●		
	担当者及び連絡先	●● ●● (●●●●) ●●-●●●●		
リフォーム工事の内容	屋根及び外壁の塗替え			
工事着手予定日	令和●●年●●月●●日	工事完了予定日	令和●●年●●月●●日	
助成対象経費	200,000円 (消費税及び地方消費税を含む) ※工事に係る対象経費			
助成見込額	20,000円 助成対象経費10/100(千円未満切捨て)上限20万円 ※障がい者が属する世帯、高齢者だけの世帯、18歳未満の者を含む世帯、移住者世帯は、助成対象経費15/100(千円未満切捨て)上限30万円			
別表の第1欄 2の項の該当(号別)	<input type="checkbox"/> 該当する。(号別 <input type="checkbox"/> (1) <input type="checkbox"/> (2) <input type="checkbox"/> (3) <input type="checkbox"/> (4)) ※特例世帯に該当する場合は記入すること。 (1) 障がい者が属する世帯 (2) 高齢者だけの世帯(65歳以上) (3) 18歳未満の者を含む世帯 (4) 交付申込みから居住期限日までに市外から移住する世帯			

※特例助成(障がい者が属する世帯、高齢者だけの世帯、18歳未満の者を含む世帯等)を希望する場合は、申込時に確認がとれる書類の添付が必要。(世帯住民票の写し、手帳等の写し 等)

※工事着手日については、助成金交付決定後でないと工事ができないので仮予定で、6月以降の日付で記入すること。

※工事完了日については令和4年2月28日までの工事に限る。

